

○基山町都市計画審議会設置条例

昭和45年 6 月22日 条例第15号

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の 2 第 1 項の規定に基づき基山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうち10人以内の委員で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係機関の職員
- (4) 町内に居住する者（前 3 号に掲げる者を除く）

2 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員等)

第 4 条 審議会に、特別の事項及び専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員及び専門委員（以下「臨時委員等」という。）若干人を置くことができる。

2 臨時委員等は、町長が委嘱する。

3 臨時委員等は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会開催の日より少なくとも3日前までに、会議に付すべき事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議事)

第7条 審議会は、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員等の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、定住促進課において行う。

(報酬等)

第9条 委員及び臨時委員等の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。